

2023年8月17日

北海道知事 鈴木 直道 様

2024年度

道政に対する「要求と提言」

日本労働組合総連合会北海道連合会

会長 杉山 元

要請の趣旨

これまでの3年半にわたる新型コロナウイルス感染症の流行により、パート・有期・派遣などの非正規雇用労働者や、雇用と自営の中間的な「曖昧な雇用」で働く労働者、女性・外国人など、より弱い立場の人や特定の業種・業態・働き方において、心身や経済的な負担など大きな影響が出ました。企業規模間、雇用形態間、男女間などの格差、人口減少に伴う社会保障・財政・地域の持続可能性、デジタル化の遅れなど、様々な社会課題を顕在化させました。2023年5月から新型コロナウイルス感染症を感染法上の5類へ分類変更し、社会・経済活動は急ピッチで再始動しましたが、人手不足による営業活動の制約などが見受けられます。

他方、ロシアのウクライナへの軍事侵攻により、エネルギー危機、食糧危機が世界各地で起こり、様々な資源を輸入に頼る我が国においても、供給制約や物価高騰など、暮らしに大きな影響が出ています。加えて、広域化・激甚化する自然災害が猛威を振るい、国内は不安定な状況が続いています。

北海道においても、全国を上回る早さで少子高齢化が進み、医療・福祉・教育や地域公共交通など、地域で暮らし続けるための基礎的な住民サービスが縮小し、札幌への一極集中や若者や女性の道外転出に歯止めが掛かっていません。加えて基幹産業である一次産業における生産資材価格の高騰や、介護や医療、自動車運転手などをはじめとする幅広い業種における深刻な人手不足、エネルギー価格の高騰など、課題は山積しています。

このような課題に対応するべく連合は、「セーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型社会（働くことを軸とする安心社会）」、「持続可能性と包摂を基底に置き、互いに認め支えあい、誰一人取り残されることのない社会」の実現をめざしています。とりわけ、ジェンダー平等や賃金など労働諸条件の改善を通じ、安心して働き続けられる環境を整備することが不可欠です。

連合北海道はこのような認識に立ち、2024年度道政に対する「要求と提言」をとりまとめました。雇用・産業施策、医療・福祉・教育施策、環境・エネルギー施策等について、働く者の立場からの意見・提言として受け止めて頂き、2024年度の道の予算編成において反映頂きますよう要請いたします。

連合北海道 2024 年度道政に対する「要求と提言」

<目次／構成>

重点要望事項 (連合北海道 2024 年度道政に対する「要求と提言」から抜粋)	重点 1
--	------

連合北海道 2024 年度道政に対する「要求と提言」	
I. 雇用の安定・創出と公正な労働条件の確保	
1. 雇用の安定・創出とコロナ禍で傷んだ雇用の回復	P1
(1) 雇用の安定・創出と傷んだ雇用の回復	
(2) 職業訓練・能力開発の充実	
(3) 季節・建設労働者の雇用と生活支援	
2. 公正・公平な労働条件の確保と「働き方改革」の推進	P2
(1) 「働き方改革」の推進と中小企業への支援	
(2) 雇用労働環境の変化に対応するワークルールの整備・確立	
(3) 労働者の健康、安全の確保と就業環境の改善	
(4) 公契約に関する条例の制定	
(5) 外国人労働者の権利保護と生活支援	
3. 民主的で透明な公務員制度改革の推進	P4
(1) 地方自治の基盤を支える地方公務員制度改革推進	
II. ジェンダー平等とワーク・ライフ・バランスの実現	
1. 男女平等参画とワーク・ライフ・バランスの実現	P4
(1) ジェンダー平等の推進	
(2) 仕事と育児・介護との両立支援と保育環境の整備	
III. 地域の活性化と地場産業の振興	
1. 地方創生の推進	P6
(1) 地方創生の推進	
2. 地域経済の活性化と中小企業の振興	P6
(1) 地域経済および中心市街地活性化の取り組み推進	
(2) 中小企業における人材育成・確保と勤労者の福祉向上	
3. 地域を支える道内農林水産業の振興	P7
(1) 北海道農業・漁業の振興・発展	
(2) 森林資源の育成と地域林業の活性化	
4. 北海道の観光産業の振興	P8
(1) 持続可能な観光産業の確立	
5. 人流・物流を支え地域の足を守る交通・運輸政策の推進	P8
(1) 適正な取引環境の確立	

<ul style="list-style-type: none"> (2) 人流・物流を支える交通インフラの整備 (3) 地域公共交通の維持・活性化 	
<p>6. 健全な消費社会の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) カスタマーハラスメント（悪質クレーム）対策の推進 (2) 青少年消費者教育の推進 (3) 窃盗（万引き）犯罪防止対策の推進 (4) 食品ロス削減の取り組み 	P10
<p>IV. 北海道の資源を活かしたエネルギー・環境政策の推進</p>	
<p>1. 道民参加による北海道のエネルギー・環境政策づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力に依存しない社会の実現 (2) 高レベル放射性廃棄物最終処分場の選定における住民の合意形成 	P11
<p>2. 脱炭素社会の実現にむけた新エネルギー・再生可能エネルギーの普及・促進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 再生可能エネルギーの普及・促進と産業・雇用の創出拡大 	P11
<p>3. 既存原子力発電所への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力発電所の安全確保と住民合意 	P12
<p>4. 実効ある原子力防災計画と避難計画及び原子力防災訓練の強化・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 自治体における原子力防災計画と避難計画の実効性の検証と確保 	P12
<p>5. 幌延深地層研究所に係わる協定・条例の遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 幌延深地層研究センター事業に係わる基本方針の堅持 	P12
<p>V. 医療・介護、防災など道民生活の安全・安心の確保</p>	
<p>1. 地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域包括ケアの推進 (2) 安心の介護提供体制の確立と介護人材の確保 (3) 住民本位の地域医療構想の実現と医療職場の環境改善 (4) 今後の新型感染症等への備え 	P13
<p>2. 安心社会を実現する地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 共生社会の実現 (2) 生活困窮者の自立支援、子どもの貧困解消、ひとり親支援 (3) 自殺防止対策の拡充 (4) 持続可能な地域づくりと安心・安全な住まいの確保 	P15
<p>3. 災害に強いまちづくりと消防体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 総合的な防災・減災対策の推進 (2) 防災ネットワークの構築と災害時における要配慮者支援 (3) 消防体制の強化に向けた労働環境の整備、財政支援の拡充 	P16
<p>VI. 地方分権の推進と地方行政の確立</p>	

1. 地方行財政の確立 （1）地方財政制度と地方交付税 （2）地方行財政改革の推進	P18
VII. 教育環境の整備と将来を担う次世代教育の充実	
1. 教育機会の確保と教育予算の充実 （1）教育の機会の確保・充実 （2）教育の保障 （3）公立小学校・中学校の統廃合と地域づくり （4）公立夜間中学の設置	P19
2. 私立高等学校への経費助成 （1）私学に対する財政措置の強化・充実	P20
VIII. 軍縮と国際平和をめざす対外政策の推進	
1. 北方領土返還運動の推進 （1）「北方領土隣接地域振興計画」の推進と返還交渉の強化	P20
2. 軍縮と平和外交の推進 （1）平和を守る取り組みの推進	P21
3. 米軍の移転演習と日米共同訓練の規模縮小 （1）地域住民の安心・安全の確保	P21
IX. 人権を守る運動の推進と国民の権利保障	
1. アイヌ政策の拡充と推進 （1）アイヌの歴史・文化の継承、偏見・差別の解消	P21
2. 北朝鮮による拉致問題の早期解決 （1）北朝鮮拉致被害者の救済	P22
3. 人権の尊重と表現の自由 （1）人権の尊重と表現の自由	P22
4. 投票しやすい環境の整備 （1）共通投票所の設置促進	P22

重点要望事項（2024年度道政に対する「要求と提言」から抜粋）

★は重点要望事項

I. 雇用の安定・創出と公正な労働条件の確保

1. 雇用の安定・創出とコロナ禍で傷んだ雇用の回復

(1) 雇用の安定・創出と傷んだ雇用の回復

- ② コロナ禍で大きな打撃を受けた非正規雇用で働く女性や、育児・介護等で離職した労働者の相談・支援体制を強化し、雇用の回復、喪失防止を図るとともに、離職者を雇用した中小企業への支援制度の創設など、質の高い雇用への転換を進める。【★】

(3) 季節・建設労働者の雇用と生活支援

- ① 2023年度からの「建設産業ミライ振興プラン HOKKAIDO」に沿って担い手の確保・育成、就業環境の改善に取り組む。また、本道における建設業の労災事故及び死亡事故が高止まりしている中、「建設工事従業者の安全および健康の確保に関する基本的な計画」を踏まえた北海道計画に沿って、安全な建設職場の実現に向けた墜落・転落災害防止諸施策を講ずる。【★】
- ② 通年雇用促進支援事業は、季節労働者の通年雇用化をはじめ、冬期離職者の生活保障を含めて包括的な支援事業に取り組むことができるよう制度改善を図る。各地域の通年雇用促進協議会の意見交流の場などを設け、取り組みを活性化させる。【★】

2. 公正・公平な労働条件の確保と「働き方改革」の推進

(1) 「働き方改革」の推進と中小企業への支援

- ② 厚生労働省の業務改善助成金やキャリアアップ助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図る。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に求める。【★】
- ④ 2024年4月に施行されるトラックやタクシー、バス運転者に係る時間外労働時間の上限規制に伴い、人手不足の解消が急務とされる。特にトラック輸送における労働時間短縮には、荷主側の商習慣の改善等も欠かせないことから、引き続き労働政策審議会労働条件分科の作業部会等を通じて改善に取り組むよう国に求める。【★】
- ⑤ 医師の働き方改革の具体化に向けて、医療勤務環境改善支援センターと医師会との連携をはかり、医師の労働時間の短縮と地域医療の存続の両立をはかる。特に就業継続が難しいとされている女性医師が働きやすい環境の整備や医療人材の確保などに留意し、職場の実態を踏まえた取り組みを支援する。【★】
- ⑥ 患者からの問い合わせ対応や医師との連携などが求められる薬剤師の働き方について、「働き方ガイドライン」の制定や該当企業への支援についての対策を早急に検討するよう国に求める。【★】
- ⑦ 教職員の恒常的な超過勤務の要因となっている「給特法・条例」の廃止・抜本的見直しを行うよう国に求める。当面、現行「給特法・条例」の下にあっては、「在校等時間」

を正確に把握するとともに、少なくともすべての教職員の「時間外在校等時間」が上限範囲内とならなければならないことから、早急に実効ある業務削減を行う。また、深刻化する教職員の欠員不補充を早急に解消するため、現行制度等の弾力的な運用を行うよう国に求める。【★】

(2) 雇用労働環境の変化に対応するワークルールの整備・確立

- ③ 公益通報者保護法の趣旨を広く精緻に周知し、公益通報者が職務上の不利益などを被らないよう、全ての利用者の権利保護に資する相談窓口の充実を図る。【★】

(3) 労働者の健康、安全の確保と就業環境の改善

- ② 長期治療を必要とする労働者が離職をやむなく選択することなく、働き続けられるよう、治療・療養のための「病気休暇制度」等の普及・促進を強化するとともに、中小零細企業への支援体制を構築する。【★】

(5) 外国人労働者の権利保護と生活支援

- ① 広域かつ農業、水産業における技能実習生が多い北海道において、監理団体及び実習実施者に対する的確な実地検査や指導監督を行えるよう外国人技能実習機構の体制を整備するよう国に求める。とりわけ、労働関係法令に関わる不正や不当行為を重視し、監理団体ならびに実習実施者への指導監査体制の強化について、関係機関との連携を強める。【★】
- ② すべての外国人労働者の権利を確保し、適正な就労環境のもとで働けるよう、外国人労働者を雇用する事業主に対し、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知を徹底する。また、道の「労働相談ホットライン」など相談窓口においては、外国人労働者が労働条件について使用者と対等に交渉できるよう適切に支援する。【★】

Ⅱ. ジェンダー平等とワーク・ライフ・バランスの実現

1. 男女平等参画とワーク・ライフ・バランスの実現

(1) ジェンダー平等の推進

- ① 2018年3月に策定された「第3次北海道男女平等参画基本計画」の推進にあたっては、男女平等参画計画を制定していない市町村に対し、制定に向けた働きかけを積極的に行う。【★】
- ④ 多様なライフスタイルに対応できる社会に向けて、「同性パートナーシップ制度」の導入へ向けた取り組みを早急に進めること。また、道内市町村に対し円滑な運用事例などの情報提供を通じた「同性パートナーシップ制度」の導入推進へ向けた取り組みを求める。【★】

(2) 仕事と育児・介護との両立支援と保育環境の整備

- ② 先進医療による不妊治療を希望する人が経済的理由で治療を控えることのないように、不妊治療における先進医療の費用負担を軽減する自治体独自の助成制度を創設するなどの環境整備を進める。【★】
- ④ 本道の合計特殊出生率は1.19（R3）で全国46位であり、第4期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」を積極的に推進し、「北海道子ども未来づくりのための少子化対策推進条例」に定められた「北海道子どもの未来づくり審議会」を定例開催し、少子化対策に真摯に取り組む。あわせて、児童福祉法の改正により努力義務となった「子ども家庭センター」の設置に取り組む。【★】
- ⑤ 北海道における保育の質を確保し、仕事と育児の両立に寄与するため、国の施策に合わせて保育士の処遇改善や公的保育所の配置基準を見直すとともに、子育て支援員との業務分担を明確にする。あわせて民間保育士の処遇改善を早急を実現するため、委託費の弾力運用によって人件費が8割を著しく下回り、職務に見合わない賃金となっている保育所の状況は監査を通じて把握し、必要に応じて改善を求める。【★】

Ⅲ. 地域の活性化と地場産業の振興

2. 地域経済の活性化と中小企業の振興

(1) 地域経済および中心市街地活性化の取り組み推進

- ② 千歳市に建設が予定されている次世代半導体工場ラピダスについて、建設予定地周辺には、ラムサール条約登録湿地のウトナイ湖に通じる美々川をはじめ、貴重な自然環境も存在している。環境への配慮と負荷をかけない対策について、地元自治体と連携し十分な対応を行う。【★】

(2) 中小企業における人材育成・確保と勤労者の福祉向上

- ④ DX、GXに伴う労働力の「公正な移行」に際して、必要となるリスクリングなどの能力開発は、中小・零細企業単独での実施は困難であることから、リスクリングの推進に際しては、地域の企業グループが地方自治体と連携し、共同で雇用型訓練を実施するスキームを構築するなど、中小企業向けの支援策を構築する。千歳における次世代半導体製造に向けた人材確保策としては、半導体人材育成等コンソーシアムの設立を行い道内経済の活性化、サプライチェーンの強靱化を図る。【★】

3. 地域を支える道内農林水産業の振興

(1) 北海道農業・漁業の振興・発展

- ① 新たな「食料・農業・農村計画」の推進にあたっては、飼料・肥料・燃料など農業生産資材価格の高騰や、長期化するコロナ禍に対応した営農支援対策を拡充するとともに、低迷する農畜産物需要の喚起・回復対策を強めるなど、国内農産物の安定供給に資するよう北海道農業の基盤強化を図る。【★】
- ③ コロナ禍に対応する「北海道水産業の緊急対策」により、漁業者・水産加工業者への

支援を強めるとともに、「第5期北海道水産業・漁村振興推進計画」の着実な実行により、栽培漁業の推進や水産物の輸出再拡大に向けて基盤整備を図る。【★】

(2) 森林資源の育成と地域林業の活性化

- ② 「森林環境譲与税」については、令和6年度から森林環境税の税収をもって運用されることを踏まえ、これまでの森林施策では対応出来なかった森林整備を着実に進展させるため、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう、譲与基準を見直すよう国に求める。【★】
- ③ 森林経営管理制度による市町村が主体となった森林整備を促進するため、道における支援強化とともに、市町村林務担当者の人材育成を図るため、地域林政アドバイザー制度等の活用に係る市町村の意向と人材のマッチングの確立に向け、地方財政措置の拡充を図る。【★】
- ⑤ 林業における外国人材受け入れについては、労働災害の発生率状況や短い期間では十分な安全教育等は難しいことなど、林業が抱える特殊な状況を踏まえ、安易な拡大とならないよう、関係団体と連携・共有を図るとともに、慎重に検討するよう国に求める。【★】

4. 北海道の観光産業の振興

(1) 持続可能な観光産業の確立

- ③ 冬季間の雪害等により新千歳空港とのJR運休時に、代替輸送手段の検討並びに実現に向けて取り組む。あわせて降雪イレギュラー時に既存の輸送方法がうまく機能したかなど、関係機関と振り返りを実施し、より安全な手段の確立に向けてチェック機能を発揮する。【★】

5. 人流・物流を支え地域の足を守る交通・運輸政策の推進

(1) 適正な取引環境の確立

- ② 中小企業庁の「取引適正化にむけた5つの取り組み」に基づき、港湾運送料金の適正收受、「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」いわゆる「標準運賃」採用を当該事業の遵守すべき事項として推進し、当該事業に従事する労働者の処遇改善に取り組む。【★】

(2) 人流・物流を支える交通インフラの整備

- ② 地球温暖化対策の推進、トラックドライバーの担い手不足や長時間労働の解消等の働き方改革に資するとともに、広域な北海道における陸・海・空一体となった効率的な輸送体系の確立に向けて、より一層モーダルシフトを促進するよう以下の誘導施策を講ずる。
 - ロ. エssenシャルワーカーである物流人材（特にトラック運転者、内航船員、港湾労働者）を確保・育成するため、学生向けに物流業務の理解促進や魅力発信をはか

るとともに、独自の支援助成金制度を創出する。【★】

ハ. モーダルシフト推進に向けて国土交通省「モーダルシフト等推進事業補助金」の活用を促し、「北海道交通政策総合指針 重点戦略（2021～2025）」を着実に推進すると共に、国の補助事業の申請手続きなども含め関連情報をHPに掲載するなど、荷主のモーダルシフトへの理解促進、周知啓発、気運醸成を図る。高速道路ネットワークと連動した港湾物流の中継地点の設置に向けた支援事業、トラックから鉄道・内航海運へ輸送手段をシフトした荷主・事業者へのインセンティブを高めるため、道独自に貨物駅・港の利用補助事業を創設する。【★】

- ③ 北海道新幹線の札幌延伸に伴いJR北海道から経営分離される並行在来線の函館線函館～長万部間については、国と道、JR貨物、JR北海道の4者が貨物鉄道を維持する方向で一致したが、鉄路等の施設維持管理費は路線のある地域だけで負担するのではなく、鉄道の維持により恩恵を受ける道内外の自治体や産業界など、国全体で応分の負担をするよう国に求める。【★】

(3) 地域公共交通の維持・活性化

- ③ 道内における地域公共交通の維持・確保には、近隣市町村の連携による広域な交通ネットワークの確立が必要なことから、鉄道を含む多様な交通モードの関係者や複数の市町村の参加による「地域公共交通計画」の策定に向けて、自治体連携を推進する道（総合振興局・振興局）がリーダーシップを発揮する。併せて、計画に実効性を持たせるため、実態把握に努め、検証・見直しを継続して行う。【★】
- ④ 令和2年12月に国が公表した「JR北海道、JR四国及びJR貨物に対する支援について」に基づき、令和3年度からのコロナ禍による減収を踏まえ、JR北海道の経営自立に向けた支援および令和6年度以降の具体的支援策を着実に実施するよう国に求める。【★】

6. 健全な消費社会の育成

(1) カスタマーハラスメント（悪質クレーム）対策の推進

- ② 厚生労働省が公表している「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を企業等に活用してもらい、カスタマーハラスメント対策の推進に向けて、企業としてのマニュアル作成や具体的な対策を講じるよう、働きかけを強化する。【★】

IV. 北海道の資源を活かしたエネルギー・環境政策の推進

1. 道民参加による北海道のエネルギー・環境政策づくり

(1) 原子力に依存しない社会の実現

- ① 原子力発電は過渡的エネルギーとし、道内に豊富に賦存する再生可能エネルギーや新エネルギーの積極的な導入による代替電源の普及、化石エネルギーの高度利用、省エネの推進などを前提として、中長期的に低減させながら電力の安定供給を基本に、

最終的には原子力エネルギーに依存しない社会を実現する。【★】

(2) 高レベル放射性廃棄物最終処分場の選定における住民の合意形成

- ② 高レベル放射性廃棄物最終処分場の選定について、「特定放射性廃棄物の持込みは受け入れ難い」とする道条例の尊重を国に対して継続的に求める。また、文献調査を受け入れた寿都町及び神恵内村との対話を継続して行うとともに、知事は、道民全体の社会意思決定に向けて、最終処分地の選定問題に限らずバックエンド問題を横断的に議論する場を設けるなど、社会的合意プロセスを整備する。【★】

2. 脱炭素社会の実現に向けた新エネルギー・再生可能エネルギーの普及・促進

(1) 再生可能エネルギーの普及・促進と産業・雇用の創出拡大

- ① 太陽光や風力などの再生可能エネルギーの発電施設設置計画を巡り、道内の自治体で計画に反対する動きが相次いでいる。道内の再エネ導入を促進する一方で、環境保全や防災対策などの視点は広域的な影響が懸念されることから、道条例を整備するなど、再生可能エネルギー発電施設の設置に関する道内統一ルールを設ける。【★】
- ⑤ 環境省所管の「脱炭素先行地域」に、現在、道内からは石狩市、上士幌町、鹿追町、札幌市、奥尻町が選定されているが、「ゼロカーボン北海道」の達成、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、豊富な再生可能エネルギー資源を有している北海道から更に多くの地域が選定されるよう、道内自治体・民間事業者等の取り組みを支援する。【★】

4. 実効ある原子力防災計画と避難計画及び原子力防災訓練の強化・充実

(1) 自治体における原子力防災計画と避難計画の実効性の検証と確保

- ② 原子力防災訓練の目的である「地域住民の防災意識の高揚、理解促進を図る」ため、引き続き、より多くの住民が訓練に参加できるよう、環境整備・仕組みづくりを検討する。【★】

5. 幌延深地層研究所に係わる協定・条例の遵守

(1) 幌延深地層研究センター事業に係わる基本方針の堅持

- ① 幌延町、北海道、核燃料サイクル開発機構(現:日本原子力研究開発機構)による「研究実施区域に放射性廃棄物を持ち込まない」、「研究終了後は研究施設を閉鎖し、地下施設を埋め戻す」、「研究実施区域を将来とも放射性廃棄物の最終処分場としない」と確認した「幌延町における深地層の研究に関する協定書」を遵守するとともに、北海道の「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を尊重する。【★】
- ② 幌延深地層センターは、研究の延長期間が終了する2028年度に達した段階で、研究を終了するとともに、三者協定に則って地上の研究施設を閉鎖し、地下施設の埋め戻しに着手する。また、研究の終了と終了後の埋め戻しに係る具体的な工程については、日本原子力研究開発機構が策定する「第4期中長期計画」に明記するよう求めてきた

が、具体的な記述は確認できないことから、道と幌延町、機構による確認会議において早期に明確にする。【★】

- ③ 幌延深地層研究センターの坑道施設を深度 500m まで掘削する計画については、研究の長期化につながる恐れがあり、2028 年度までとしている研究期間がなし崩し的に再延長される可能性も否定できないことから、確認会議において丁寧な説明・協議を行い、住民の疑念や疑問の解消に努める。【★】

V. 医療・介護、防災など道民生活の安全・安心の確保

1. 地域包括ケアシステムの構築

(1) 地域包括ケアの推進

- ③ 誰もが医療・介護、各種行政サービス等を受けられ、買い物ができるよう、地域の実態を調査し、低所得の高齢者や経済的・交通的弱者のための「福祉灯油」制度、除雪や買い物支援などについて、市町村への財政支援を引き続き維持・強化する。【★】

(2) 安心の介護提供体制の確立と介護人材の確保

- ③ 長引く感染症対策の中で疲弊する医療・介護従事者のメンタルヘルス対策等を含む安全確保はもとより、報酬等の待遇改善を早急にはかる。なお、介護・医療事業者は、介護・医療報酬にて公定価格を定められており物価値上げ分を価格転嫁できない。地域福祉の推進に重要な役割を担う介護・医療事業を継続・発展させていくためにも、物価上昇を踏まえた介護および医療事業者に対する支援を強化する。【★】

(3) 住民本位の地域医療構想の実現と医療職場の環境改善

- ① 地域医療構想において二次医療圏ごとに調整会議で議論される具体的な医療提供体制整備にあたっては、地域住民や病院従事者などへ情報を公開するとともにその議論に参画できるようにする。釧路における相次ぐ精神科病院の閉鎖などのように、広範囲にわたって地域住民への医療提供体制が崩壊するなどの緊急事態には、道は市町村と連携して医師の確保に取り組む。【★】

(4) 今後の新型感染症等への備え

- ① 新たな感染症等の蔓延も想定し、保健所、検査体制の実効性ある機能強化を図る。また、長期間にわたって業務が逼迫している保健所業務に関しては、他機関との連携を強化し支援体制を構築する。【★】

2. 安心社会を実現する地域づくり

(1) 共生社会の実現

- ① 障がい者差別解消にあたり、相談窓口を明確化し、約半数の市町村で未設置である「障害者差別解消支援地域協議会」を早急にすべての市町村で設置するよう、積極的

に働きかける。【★】

- ② 2021年4月施行の「地域共生社会の実現のための社会福祉等の一部を改正する法律」の重層的支援体制整備事業への対応を着実に進めるため、道及び市町村は積極的に連携をはかる。真の地域共生社会の実現に向け、介護、障害、子ども、困窮などの多機関連携の相談支援や社会参加支援に取り組む。【★】
- ⑥ 北海道ケアラー支援条例に沿って、ヤングケアラーを含むケアラーへの支援を強力に推進するとともに、道は、要対協・医療・福祉・学校等の連携のもとで、具体的支援策の実施に向けて、市町村と一体となって取り組む。【★】
- ⑦ 医療的ケアを必要とする障がい児・者や、在宅看護・介護などを行う介護者が、仕事と育児・ケアを両立し、孤立・疲弊して、被介護者と共倒れすることのないよう、通学支援体制や放課後等デイサービスの預かり時間の延長など、障害福祉サービスの充実や支援体制の整備を行うよう国に求める。【★】

(3) 自殺防止対策の拡充

- ② 道立精神保健福祉センター内に設置されている「北海道地域自殺対策推進センター」の体制を拡充するとともに、全ての市町村に策定が義務付けられた「自殺対策計画」の完全策定に向けて、未策定の市町村に対し積極支援する。【★】

(4) 持続可能な地域づくりと安心・安全な住まいの確保

- ② 希望する高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住民一人ひとりの生活を支えていく視点から地域包括ケアを進め、住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会の設置を促し、地域における住宅政策を強化するとともに、医療・介護・福祉・住宅との連携による一体的な体制整備と政策展開をはかる。【★】
- ③ 広域分散型の北海道において、持続可能なまちづくりにはデジタル技術は欠かせない。デジタル技術を活用することでより持続可能なまちづくりが可能となるよう、高速インターネットやデータ連携などデジタル基盤の整備、デジタル人材の育成・確保など全道域でのICT化をより深化させる。また、デジタル社会の実現にあたって誰一人取り残されないようデジタル活用に不安のある人に対しては「デジタル活用支援員」や「デジタル推進委員」などを活用して環境整備を進める【★】

3. 災害に強いまちづくりと消防体制の強化

(1) 総合的な防災・減災対策の推進

- ① 「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」(R3~R7)を実施中だが、気象災害の激甚化・頻発化はより深刻になっている。また、大規模地震への備えも必要とされていることから、防災・減災対策予算のさらなる拡充、最前線に対応する市町村への予算措置を行う。【★】
- ⑥ 豪雪時において、道民の安心安全な暮らしを守るため、除排雪体制の強化や臨時的な排雪場の確保、大規模輸送手段の確保のための施設増強等に向けて、国および道は

市町村と一体となって対策を講じ、自治体への経済的支援を行う。【★】

Ⅵ. 地方分権の推進と地方行政の確立

1. 地方行財政の確立

(1) 地方財政制度と地方交付税

- ① 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保をはかるよう国に求める。【★】
- ⑦ 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかるよう国に求める。【★】

(2) 地方行財政改革の推進

- ① 北海道における「行財政運営方針」(R3~7の取組)の推進にあたっては、コロナ禍における Smart 道庁の取り組みを通じ、行政手続きのオンライン化やウェブ会議の実現などを推進し、情報公開をより一層進める。【★】

Ⅶ. 教育環境の整備と将来を担う次世代教育の充実

1. 教育機会の確保と教育予算の充実

(1) 教育機会の確保・充実

- ① 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生~中学校3年生の学級編制標準を順次改定する。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求める。また、すべての子どもたちのゆたかな教育を保障するため、教員の持ち授業時間数の上限設定にもとづく教職員定数改善と教頭・養護教諭・栄養教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充をはかる。【★】
- ③ 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を「確立し、地域の高校を存続させる。【★】

(2) 教育の保障

- ④ ICT機器の活用にあたっては、ICT支援員の配置による教員への支援体制の構築、通信環境を整えることとし、必要な財政措置を講じるよう求める。【★】

Ⅷ. 人権を守る運動の推進と国民の権利保障

3. 人権の尊重と表現の自由

(1) 人権の尊重と表現の自由

- ① 「いじめ」根絶へ向け、学校での取り組みとあわせ地域での啓発に努める。あわせて、被害当事者をはじめとした弱者への相談体制の充実と、いじめ防止に向けた一層の周知を行う。【★】

4. 投票しやすい環境の整備

(1) 共通投票所の設置促進

- ② 外出が困難な高齢者や障がい者に向けた移動投票所の積極的運用や、投票したいのに投票所に行くことができない有権者の選挙権を保護するよう、拡充をはかる。【★】

以 上

連合北海道 2024 年度道政に対する「要求と提言」

★は重点要望事項

I. 雇用の安定・創出と公正な労働条件の確保

1. 雇用の安定・創出とコロナ禍で傷んだ雇用の回復

(1) 雇用の安定・創出と傷んだ雇用の回復

- ① 地域における良質で安定的な雇用を創出・維持する観点から「地域活性化雇用創造プロジェクト」事業を強化するとともに、ハローワークなどによる求人の開拓、職業訓練、相談・マッチング機能を強化する。
- ② コロナ禍で大きな打撃を受けた非正規雇用で働く女性や、育児・介護等で離職した労働者の相談・支援体制を強化し、雇用の回復、喪失防止を図るとともに、離職者を雇用した中小企業への支援制度の創設など、質の高い雇用への転換を進める。【★】
- ③ 新規高卒・大卒者の3年以内離職の動向を関係機関・企業・学校などと協力して把握し、離職時から早期にアウトリーチ型で就労支援ができるシステムを構築する。
- ④ シルバー人材センターが行う職業紹介事業および労働者派遣事業に限り実施可能である「臨・短・軽」要件の緩和にあたっては、労働者を保護し、民業圧迫が発生しないよう対応をはかる。また、同事業における派遣・請負の区分については、ガイドラインなどを踏まえ、適正に運用する。

(2) 職業訓練・能力開発の充実

- ① 道立高等技術専門学院（MONOテク）等の公共職業訓練施設について、老朽化した施設の整備を実施するとともに、訓練体制を充実するため、北海道職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）と連携して、職業訓練指導員の増員に向けて養成の仕組み見直しと計画的な採用をはかる。また、組織運営体制に影響を及ぼさないよう、新任指導員の授業運営に対する支援策を講じる。さらに、特別な配慮を必要とする学生への指導法や知識の習得について指導員への支援を充実するとともに、当該学生が脱落することなく履修できるよう体制を整備する。
- ② 技能の継承・振興をはかり中小企業におけるモノづくり人材の育成に資するため、技能検定をより受検しやすくなるよう受検料の減額措置を維持・拡充する。また、技能検定委員の報酬の引き上げや検定委員を派遣する事業所等への協力金制度などを設け、技能検定の実施体制を充実する。

(3) 季節・建設労働者の雇用と生活支援

- ① 2023年度からの「建設産業ミライ振興プラン HOKKAIDO」に沿って担い手の確保・育成、就業環境の改善に取り組む。また、本道における建設業の労災事故及び死亡事故が高止まりしている中、「建設工事従業者の安全および健康の確保に関する基本的な計画」を踏まえた北海道計画に沿って、安全な建設職場の実現に向けた墜落・転落災害防止諸施策を講ずる。【★】

- ② 通年雇用促進支援事業は、季節労働者の通年雇用化をはじめ、冬期離職者の生活保障を含めて包括的な支援事業に取り組むことができるよう制度改善を図る。各地域の通年雇用促進協議会の意見交流の場などを設け、取り組みを活性化させる。【★】
- ③ 建設業退職金共済制度への加入を促進するとともに、退職金の支給要件の緩和、移動通算の申出期間の延長、移動通算できる退職金額の上限撤廃を周知する。併せて、労働者への共済手帳の配布と共済証紙の貼付について、事業主への指導を徹底する。
- ④ 季節労働者の冬期間における就労機会を拡大するため、工事発注機関に対する冬期工事施工を要請するとともに、道として市町村が取り組む短期就労事業への支援を強める。

2. 公正・公平な労働条件の確保と「働き方改革」の推進

(1) 「働き方改革」の推進と中小企業への支援

- ① 「北海道雇用・人材対策基本計画」に沿って、地域における働き方改革を推進するとともに、振興局ごとに雇用・就業構造や企業・産業状況を把握・分析し、プロジェクト協議会を有効活用して、地域活性化雇用創造プロジェクト・北海道事業計画を着実に実行する。引き続き、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の周知拡大と応募促進をはかる。
- ② 厚生労働省の業務改善助成金やキャリアアップ助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図る。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に求める。【★】
- ③ 飲食接客業や宿泊業等における夜間の一人勤務（いわゆるワンオペレーション）は、労働基準法に定められた休憩時間の確保等も難しく、過重労働につながっていることから、法律に定められた休憩時間の確保等を周知徹底する。
- ④ 2024年4月に施行されるトラックやタクシー、バス運転者に係る時間外労働時間の上限規制に伴い、人手不足の解消が急務とされる。特にトラック輸送における労働時間短縮には、荷主側の商習慣の改善等も欠かせないことから、引き続き労働政策審議会労働条件分科の作業部会等を通じて改善に取り組むよう国に求める。【★】
- ⑤ 医師の働き方改革の具体化に向けて、医療勤務環境改善支援センターと医師会との連携をはかり、医師の労働時間の短縮と地域医療の存続の両立をはかる。特に就業継続が難しいとされている女性医師が働きやすい環境の整備や医療人材の確保などに留意し、職場の実態を踏まえた取り組みを支援する。【★】
- ⑥ 患者からの問い合わせ対応や医師との連携などが求められる薬剤師の働き方について、「働き方ガイドライン」の制定や該当企業への支援についての対策を早急に検討するよう国に求める。【★】
- ⑦ 教職員の恒常的な超過勤務の要因となっている「給特法・条例」の廃止・抜本的見直しを行うよう国に求める。当面、現行「給特法・条例」の下にあっては、「在校等時間」を正確に把握するとともに、少なくともすべての教職員の「時間外在校等時間」が上限範囲内とならなければならないことから、早急に実効ある業務削減を行う。また、深刻

化する教職員の欠員不補充を早急に解消するため、現行制度等の弾力的な運用を行うよう国に求める。【★】

- ⑧ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」をすすめるため、地域人材を活用した地域団体が確実に設置されるよう、財政等の支援や関係団体との連携をはかり、平日の部活動と一体的な地域移行をすすめる。

(2) 雇用労働環境の変化に対応するワークルールの整備・確立

- ① 労働者および使用者等に対してワークルール教育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、健全で安定した労使関係の形成に資することを目的として、ワークルール教育の基本理念、ワークルール教育の施策の基本となる事項、国・地方公共団体等の責務を定めた「ワークルール教育推進法」を制定するよう国に求める。
- ② 幼稚園・保育園・認定こども園等の保育職場では、正規、非正規労働者が事業推進のための必須要員として担当業務に従事し、雇用形態による業務内容・責任の差は存在しないことから、保育職場に従事する労働者に対する同一労働同一賃金の完全適用を実現すべく適宜指導監督を実施する。
- ③ 公益通報者保護法の趣旨を広く精緻に周知し、公益通報者が職務上の不利益などを被らないよう、全ての利用者の権利保護に資する相談窓口の充実を図る。【★】

(3) 労働者の健康、安全の確保と就業環境の改善

- ① 中小企業において労働者の健康増進を図り、生産性・収益性の向上や人材確保に資する「健康経営」の取り組みを支援する。
- ② 長期治療を必要とする労働者が離職をやむなく選択することなく、働き続けられるよう、治療・療養のための「病気休暇制度」等の普及・促進を強化するとともに、中小零細企業への支援体制を構築する。【★】
- ③ 労働災害が増加傾向にある高齢者や外国人労働者、派遣労働者を雇い入れる事業場に対して、安全教育の充実など労働安全対策に取り組むよう支援する。また、在宅勤務者の労災保険への加入を適正化するとともに、労災の認定基準を明確化し周知するよう国に求める。
- ④ 医療や介護の現場等で働く労働者に対する感染症への警戒から生じる差別や偏見などを防止するために、正しい理解を周知徹底する。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の後遺症として、2か月以上に及ぶ就労不能な倦怠感などの労働相談が散見される。早急に後遺症の実態を広く調査するとともに、就労不能などのケースにおいて、労働者が不利益を被らないようルール作りに取り組むよう国に求める。
- ⑥ 喫煙率の高い本道において、北海道受動喫煙防止条例の基本計画に沿って、改正健康増進法とあわせて事業者への周知を徹底するとともに、事業規模に関わらず、全ての者に望まない受動喫煙を生じさせないように、実効性ある対策を講ずる。
- ⑦ あらゆるハラスメントは人権侵害であり、ハラスメント対策関連法にもとづき、事

業主の防止義務措置を徹底するとともに、パワハラ、セクハラ、カスハラ（カスタマーハラスメント）等については、第三者機関との連携による外部相談窓口の設置を進める。

（４）公契約に関する条例の制定

- ① 公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保による住民の福祉の増進、公正な競争の確保による企業の健全な発展に寄与することを目的として公契約条例を制定する。
- ② 民間委託などの公契約を締結する際、全国社会保険労務士会連合会が提案している「労働条件審査」を導入する。

（５）外国人労働者の権利保護と生活支援

- ① 広域かつ農業、水産業における技能実習生が多い北海道において、監理団体及び実習実施者に対する的確な実地検査や指導監督を行えるよう外国人技能実習機構の体制を整備するよう国に求める。とりわけ、労働関係法令に関わる不正や不当行為を重視し、監理団体ならびに実習実施者への指導監査体制の強化について、関係機関との連携を強める。【★】
- ② すべての外国人労働者の権利を確保し、適正な就労環境のもとで働けるよう、外国人労働者を雇用する事業主に対し、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知を徹底する。また、道の「労働相談ホットライン」など相談窓口においては、外国人労働者が労働条件について使用者と対等に交渉できるよう適切に支援する。【★】
- ③ 生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要な日本語についても、外国人労働者に学習の場を提供する。
- ④ 市町村による外国人労働者との交流・生活支援事業の経費に充てられるよう、道の地域づくり総合交付金を見直し財政支援を拡充する。

3. 民主的で透明な公務員制度改革の推進

（１）地方自治の基盤を支える地方公務員制度改革の推進

- ① 会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たす。また、一時金支給のために月額賃金を下げての年収調整などは法の趣旨の潜脱であり、改正法の趣旨である処遇改善を行う。

Ⅱ. ジェンダー平等とワーク・ライフ・バランスの実現

1. 男女平等参画とワーク・ライフ・バランスの実現

(1) ジェンダー平等の推進

- ① 2018年3月に策定された「第3次北海道男女平等参画基本計画」の推進にあたっては、男女平等参画計画を制定していない市町村に対し、制定に向けた働きかけを積極的に行う。【★】
- ② ジェンダー平等の視点に立った社会制度・慣行の見直しや意識改革を促進するため、性による差別やジェンダー・バイアス（社会的な性差に対する固定概念や偏見）にもとづく言動（いわゆる「ジェンダー・ハラスメント」）を根絶するよう、市町村に対し正しい情報を周知し、理解を求める。
- ③ 選択的夫婦別氏制度の早期導入を目指すよう国に求めるとともに、法改正までの間、旧姓・通称の利用など実効性ある制度運用を行う。また道内における導入状況などの情報提供を通じて、市町村に対し導入推進を支援する。
- ④ 多様なライフスタイルに対応できる社会に向けて、「同性パートナーシップ制度」の導入へ向けた取り組みを早急に進めること。また、道内市町村に対し円滑な運用事例などの情報提供を通じた「同性パートナーシップ制度」の導入推進へ向けた取り組みを求める。【★】
- ⑤ ドメスティック・バイオレンス（DV）や、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別の解消など、さまざまなジェンダーに関する課題に対応できるよう、職員に対し継続的に研修を実施するとともに、地域住民に対しては正しい理解が深まるよう周知に努める。

(2) 仕事と育児・介護との両立支援と保育環境の整備

- ① 仕事と育児・介護、不妊治療等を両立できる就業環境の整備に向けて、育児・介護休業法等にもとづく両立支援に必要な相談対応・指導を強化し、「職業家庭両立推進者」の活用を促進する。あわせて、保育サービスの拡充（延長保育や休日保育）に対応できるように必要な措置（賃金引上げや住宅支援制度などの処遇改善、保育士配置数の拡大、事務作業の簡素化や保育施設への設備投資などの職場環境整備）を早急にはかる。
- ② 先進医療による不妊治療を希望する人が経済的理由で治療を控えることのないように、不妊治療における先進医療の費用負担を軽減する自治体独自の助成制度を創設するなどの環境整備を進める。【★】
- ③ 産後パパ育休取得推進をはじめとする仕事と育児の両立支援を強化するため、次世代育成支援法にもとづく認定制度や、育児・介護休業法にもとづく育児に関する休業・休暇や措置などについて、積極的に周知する。
- ④ 本道の合計特殊出生率は1.19（R3）で全国46位であり、第4期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」を積極的に推進し、「北海道子ども未来づくりのための少子化対策推進条例」に定められた「北海道子どもの未来づくり審議会」を定例開催し、少子化対策に真摯に取り組む。あわせて、児童福祉法の改正により努力義務となった「子ども家庭センター」の設置に取り組む。【★】

- ⑤ 北海道における保育の質を確保し、仕事と育児の両立に寄与するため、国の施策に合わせて保育士の処遇改善や公的保育所の配置基準を見直すとともに、子育て支援員との業務分担を明確にする。あわせて民間保育士の処遇改善を早急を実現するため、委託費の弾力運用によって人件費が8割を著しく下回り、職務に見合わない賃金となっている保育所の状況は監査を通じて把握し、必要に応じて改善を求める。【★】
- ⑥ 病児保育事業の拡充に向けて、事業実施については、医療機関併設型施設への助成拡充、保育所などにおける安静室、看護師、担当保育士の確保、訪問型病児保育の拡充などの支援体制を早急に整備する。各市区町村において、「市町村子ども・子育て支援事業計画」等で不足している場合は必要な拡充を行い、市区町村単独での整備が難しい場合は、北海道として広域利用の整備を行う。また、保育所等におけるICT化推進事業などを活用し、病児保育の利用登録や施室予約、空き状況の確認などのICT化を推進して、利用者の利便性の向上を図るよう市区町村を支援する。

Ⅲ. 地域の活性化と地場産業の振興

1. 地方創生の推進

(1) 地方創生の推進

- ① 第2期北海道創生総合戦略(改定版)に沿って、若年世代が安心して定住できる地域社会の創造に向けて、中長期視点で地域産業の生産性向上や質の高い雇用の創出をめざす。

2. 地域経済の活性化と中小企業の振興

(1) 地域経済および中心市街地活性化の取り組み推進

- ① 中小企業を取り巻く環境が厳しい中、各自治体における中小企業振興基本条例の制定に向けて、環境整備を進め、地域における労働団体の役割・責任を明確化する。
- ② 千歳市に建設が予定されている次世代半導体工場ラピダスについて、建設予定地周辺には、ラムサール条約登録湿地のウトナイ湖に通じる美々川をはじめ、貴重な自然環境も存在している。環境への配慮と負荷をかけない対策について、地元自治体と連携し十分な対応を行う。【★】

(2) 中小企業における人材育成・確保と勤労者の福祉向上

- ① 若年労働者のものづくり現場への就業意識を高めるため、小学校・中学校段階からものづくり教育の履修時間の拡大と内容を充実させるとともに、職場体験学習の機会を増やす。
- ② 道内の大学・高専に学ぶ高度人材が、地元企業に正規雇用により就職するよう、道として奨学金返還支援制度を創設するとともに、北海道若者活躍プロジェクトの道内就職優遇制度の改善に結びつける。
- ③ 首都圏をはじめとした道外大学とのUJIターン就職促進に関する連携協定を一層

拡大するとともに、地元企業に就業した人の奨学金返還に対する支援制度や、貸与奨学金の返還額を支援する取り組みなどを拡充し、道内出身の若者の道内就労を促進する。

- ④ DX、GXに伴う労働力の「公正な移行」に際して、必要となるリスキリングなどの能力開発は、中小・零細企業単独での実施は困難であることから、リスキリングの推進に際しては、地域の企業グループが地方自治体と連携し、共同で雇用型訓練を実施するスキームを構築するなど、中小企業向けの支援策を構築する。千歳における次世代半導体製造に向けた人材確保策としては、半導体人材育成等コンソーシアムの設立を行い道内経済の活性化、サプライチェーンの強靱化を図る。【★】

3. 地域を支える道内農林水産業の振興

(1) 北海道農業・漁業の振興・発展

- ① 新たな「食料・農業・農村計画」の推進にあたっては、飼料・肥料・燃料など農業生産資材価格の高騰や、長期化するコロナ禍に対応した営農支援対策を拡充するとともに、低迷する農畜産物需要の喚起・回復対策を強めるなど、国内農産物の安定供給に資するよう北海道農業の基盤強化を図る。【★】
- ② 「第6期北海道農業・農村振興推進計画」を着実に推進し、家族経営の育成・支援を基本として、法人雇用による就農の拡大など多様な農業生産組織による担い手の育成・支援を通じて、地域における雇用創出を図る。併せて酪農ヘルパー制度などの拡充による酪農・畜産業をはじめとする雇用就農者の労働負担の軽減など、労働条件・労働環境の整備・改善を支援し、担い手の確保・定着につとめる。
- ③ コロナ禍に対応する「北海道水産業の緊急対策」により、漁業者・水産加工業者への支援を強めるとともに、「第5期北海道水産業・漁村振興推進計画」の着実な実行により、栽培漁業の推進や水産物の輸出再拡大に向けて基盤整備を図る。【★】

(2) 森林資源の育成と地域林業の活性化

- ① 「森林・林業基本計画」に掲げる施策の具体化及び地球温暖化防止森林吸収源対策に係る必要な予算を確保する。また、「2050年カーボンニュートラル」に係る森林分野での施策を拡充する。
- ② 「森林環境譲与税」については、令和6年度から森林環境税の税収をもって運用されることを踏まえ、これまでの森林施策では対応出来なかった森林整備を着実に進展させるため、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう、譲与基準を見直すよう国に求める。【★】
- ③ 森林経営管理制度による市町村が主体となった森林整備を促進するため、道における支援強化とともに、市町村林務担当者の人材育成を図るため、地域林政アドバイザー制度等の活用に係る市町村の意向と人材のマッチングの確立に向け、地方財政措置の拡充を図る。【★】
- ④ 森林資源の循環利用の確立に向け、主伐後の確実な再生林を図るための苗木の安定

供給体制、林業労働力の確保等に係る施策の充実を図る。また、道産材の利用促進に向け、国や関係団体と連携し、公共建築物の木造化・木質化、中高層建築物等への道産材CLTの利用拡大、非住宅分野、森林土木分野での木材の利用を一層推進する。

- ⑤ 林業における外国人材受け入れについては、労働災害の発生率状況や短い期間では十分な安全教育等は難しいことなど、林業が抱える特殊な状況を踏まえ、安易な拡大とならないよう、関係団体と連携・共有を図るとともに、慎重に検討するよう国に求める。【★】

4. 北海道の観光産業の振興

(1) 持続可能な観光産業の確立

- ① 利用者の安全・安心を最優先に、鉄道をはじめとした公共交通の利用促進につなげるため、周遊・誘客・道内観光の需要喚起に向けた支援を行うよう国に求める。
- ② インバウンド旅客の増加に対し、航空従事者や保安検査員の不足により、十分なサービス提供や余裕をもった保安検査レーンの開設ができず、定時性への影響が生じかねない。設備更新や作業の自動化・省人化を可能とする先進技術の導入に対する積極的な支援をする。また航空法の改正により国が航空保全体について主導する体制となったことから、道は国と連携し、保安検査環境の定期的なモニターを実施するなど、混雑緩和に資する支援を行う。
- ③ 冬季間の雪害等により新千歳空港とのJR運休時に、代替輸送手段の検討並びに実現に向けて取り組む。あわせて降雪イレギュラー時に既存の輸送方法がうまく機能したかなど、関係機関と振り返りを実施し、より安全な手段の確立に向けてチェック機能を発揮する。【★】

5. 人流・物流を支え地域の足を守る交通・運輸政策の推進

(1) 適正な取引環境の確立

- ① トラック産業の健全な発展と事業の適正化に向けて、適正化事業実施機関と各運輸支局のみならず、労働基準監督署や警察機関との連携をより一層強化するとともに、運輸支局による監査要員の増員を行うよう国に求める。
- ② 中小企業庁の「取引適正化にむけた5つの取り組み」に基づき、港湾運送料金の適正收受、「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」いわゆる「標準運賃」採用を当該事業の遵守すべき事項として推進し、当該事業に従事する労働者の処遇改善に取り組む。【★】
- ③ トラック運送事業における交通安全の確保および不適正事業者の排除に向けて、事業許可の更新制の導入を検討する。また、適正評価事業（Gマーク）のさらなる普及拡大を図るため、これまでの各種優遇策に加えて、「自動車保険」や「運送保険」の割引について拡充するほか、「自治体での入札時の優遇措置」など、インセンティブの導入を検討する。
- ④ 「ライドシェア」などの自家用有償運送制度については、既存の公共交通で保障され

ている利用者の安心・安全が確保されない限り、導入しないよう国に求める。

(2) 人流・物流を支える交通インフラの整備

- ① 道内の高規格幹線道路網（高速道路を含む）は、広域な北海道において農業・観光をはじめとした経済活動を支えるとともに、地域間の交流と連携を促進するために必要不可欠な社会資本となっている。とりわけトラック物流においては、輸送時間の短縮、定時制の確保等輸送の効率化を図る上で重要な道路となっていることから、現在の2車線対面走行による供用区間を解消し4車線化を促進する。また、高速道路料金の一時退出時の通算化について、路外駐車場によるドライバーの休憩時間（継続8時間）取得の実現を検討する。
- ② 地球温暖化対策の推進、トラックドライバーの担い手不足や長時間労働の解消等の働き方改革に資するとともに、広域な北海道における陸・海・空一体となった効率的な輸送体系の確立に向けて、より一層モーダルシフトを促進するよう以下の誘導施策を講ずる。
 - イ. 昨年、札幌貨物ターミナル駅内に竣工した「DPL札幌レールゲート」をはじめとする、JR貨物が輸送力増強策として進めるレールゲート事業等のインフラ整備に対して助成制度の拡充を図るとともに、税制上の特例措置等を拡充・強化する。
 - ロ. エssenシャルワーカーである物流人材（特にトラック運転者、内航船員、港湾労働者）を確保・育成するため、学生向けに物流業務の理解促進や魅力発信をはかるとともに、独自の支援助成金制度を創出する。【★】
 - ハ. モーダルシフト推進に向けて国土交通省「モーダルシフト等推進事業補助金」の活用を促し、「北海道交通政策総合指針 重点戦略（2021～2025）」を着実に推進すると共に、国の補助事業の申請手続きなども含め関連情報をHPに掲載するなど、荷主のモーダルシフトへの理解促進、周知啓発、気運醸成を図る。高速道路ネットワークと連動した港湾物流の中継地点の設置に向けた支援事業、トラックから鉄道・内航海運へ輸送手段をシフトした荷主・事業者へのインセンティブを高めるため、道独自に貨物駅・港の利用補助事業を創設する。【★】
- ③ 北海道新幹線の札幌延伸に伴いJR北海道から経営分離される並行在来線の函館線函館～長万部間については、国と道、JR貨物、JR北海道の4者が貨物鉄道を維持する方向で一致したが、鉄路等の施設維持管理費は路線のある地域だけで負担するのではなく、鉄道の維持により恩恵を受ける道内外の自治体や産業界など、国全体で応分の負担をするよう国に求める。【★】

(3) 地域公共交通の維持・活性化

- ① 「北海道交通政策総合指針」にもとづき、2025年度まで集中的に取り組む重点戦略の一つである「シームレス交通戦略」については、交通事業者、行政、経済・労働団体、住民等による幅広い連携体制を構築し、MaaS等の新技術活用など利便性の向上に向けた取り組みを推進する。

- ② 北海道における人口減少や新型コロナの影響により減少した公共交通利用者の回復に向けて、交通事業者間の連携を強化し、利便性を高める必要があることから、公共交通機関相互が連携する「北海道型運輸連合」の構築に向けた取り組みを推進する。
- ③ 道内における地域公共交通の維持・確保には、近隣市町村の連携による広域な交通ネットワークの確立が必要なことから、鉄道を含む多様な交通モードの関係者や複数の市町村の参加による「地域公共交通計画」の策定に向けて、自治体連携を推進する道（総合振興局・振興局）がリーダーシップを発揮する。併せて、計画に実効性を持たせるため、実態把握に努め、検証・見直しを継続して行う。【★】
- ④ 令和2年12月に国が公表した「JR北海道、JR四国及びJR貨物に対する支援について」に基づき、令和3年度からのコロナ禍による減収を踏まえ、JR北海道の経営自立に向けた支援および令和6年度以降の具体的支援策を着実に実施するよう国に求める。【★】

6. 健全な消費社会の育成

(1) カスタマーハラスメント（悪質クレーム）対策の推進

- ① 「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざして、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や異常な態様の要求行為等のカスタマーハラスメント（悪質クレーム）の抑止・撲滅を推進する。具体的には倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育にかかる費用について予算等を確保し実施する。また、カスタマーハラスメント（悪質クレーム）対策の実態調査を行い、対策に関する研究を行う。
- ② 厚生労働省が公表している「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を企業等に活用してもらい、カスタマーハラスメント対策の推進に向けて、企業としてのマニュアル作成や具体的な対策を講じるよう、働きかけを強化する。【★】

(2) 青少年消費者教育の推進

- ① 第3次北海道消費生活基本計画に基づく施策を着実に推進するとともに、民法改正により成年年齢の引下げが行われたことを受け、新たに成年となる18歳、19歳の知識や経験の不足に乗じた悪徳商法による消費者被害を防止するため、悪意ある事業者に対する規制強化や違法行為への罰則強化をはかる。また、被害の未然防止のため、学校への出前講座による消費者教育を行う。

(3) 窃盗（万引き）犯罪防止対策の推進

- ① 小売業者に多大な損失を与えている「窃盗（万引き）」を軽視せず、警察、自治体、業界団体等の官民による会議体を設置し、「窃盗（万引き）」に関する総合的な対策を推進する、事業者間で「窃盗（万引き）」事件やその対策に関する情報を共有化する仕組みを構築するなど、「窃盗（万引き）」防止に向けた必要な対策を講じる。

(4) 食品ロス削減の取り組み

- ① 「北海道食品ロス削減推進計画」に基づく取り組みを道民運動として拡大・定着させるため、市町村計画の策定を促す。
- ② 消費者団体やNPO法人等によるフードバンク活動やフードドライブ事業、フードシェアリングサービスを支援し、食品ロス削減への道民参加の気運を高める。

IV. 北海道の資源を活かしたエネルギー・環境政策の推進

1. 道民参加による北海道のエネルギー・環境政策づくり

(1) 原子力に依存しない社会の実現

- ① 原子力発電は過渡的エネルギーとし、道内に豊富に賦存する再生可能エネルギーや新エネルギーの積極的な導入による代替電源の普及、化石エネルギーの高度利用、省エネの推進などを前提として、中長期的に低減させながら電力の安定供給を基本に、最終的には原子力エネルギーに依存しない社会を実現する。【★】

(2) 高レベル放射性廃棄物最終処分場の選定における住民の合意形成

- ① 高レベル放射性廃棄物最終処分場の選定においては、選定プロセスを規定した最終処分法を改正するとともに、調査結果を中立的に評価する第三者委員会を設置するなど、公平・公正な手続きにもとづく社会的合意が尊重されるよう国に求める。
- ② 高レベル放射性廃棄物最終処分場の選定について、「特定放射性廃棄物の持込みは受け入れ難い」とする道条例の尊重を国に対して継続的に求める。また、文献調査を受け入れた寿都町及び神恵内村との対話を継続して行うとともに、知事は、道民全体の社会意思決定に向けて、最終処分地の選定問題に限らずバックエンド問題を横断的に議論する場を設けるなど、社会的合意プロセスを整備する。【★】

2. 脱炭素社会の実現に向けた新エネルギー・再生可能エネルギーの普及・促進

(1) 再生可能エネルギーの普及・促進と産業・雇用の創出拡大

- ① 太陽光や風力などの再生可能エネルギーの発電施設設置計画を巡り、道内の自治体で計画に反対する動きが相次いでいる。道内の再エネ導入を促進する一方で、環境保全や防災対策などの視点は広域的な影響が懸念されることから、道条例を整備するなど、再生可能エネルギー発電施設の設置に関する道内統一ルールを設ける。【★】
- ② 2021年度から2030年度までを計画期間と設定した「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第Ⅲ期】」は、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて極めて重要な10年間の取り組みとなることから、道は責任を持って本計画を推進する。また、計画の推進に当たっては、年度毎の推進状況の評価・検証、必要な推進体制の見直し等を適時・適切に行う。
- ③ 低効率な石炭火力発電所の段階的休廃止の実行は、供給安定性や経済性に優れる石炭火力の重要性や、地域の労働者の雇用、関連産業への影響を踏まえながら、適切な政

策支援を講じた上で、慎重に行う。また、再生可能エネルギーを含む代替電源の確保に向けて、財政・税制上の支援措置を講じるよう国に求める。

- ④ 太陽光・風力など出力変動が大きい再生可能エネルギーについては、導入が拡大することで需給調整や系統安定化に障害とならないよう技術開発等、更なる取り組みを行う。また、水力・地熱・バイオマスなど供給安定性に優れる再生可能エネルギーの導入拡大を積極的に進めるとともに、道内の再生可能エネルギー資源が有効に活用されるよう、送電網等のインフラ整備を促進する。なお、送電網等のインフラ整備にかかる費用については国全体で応分の負担をするよう求める。
- ⑤ 環境省所管の「脱炭素先行地域」に、現在、道内からは石狩市、上士幌町、鹿追町、札幌市、奥尻町が選定されているが、「ゼロカーボン北海道」の達成、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、豊富な再生可能エネルギー資源を有している北海道から更に多くの地域が選定されるよう、道内自治体・民間事業者等の取り組みを支援する。【★】

3. 既存原子力発電所への対応

(1) 原子力発電所の安全確保と住民合意

- ① 停止中原子力発電所の運転再開を検討する条件は、福島第一原子力発電所の事故原因の検証結果を踏まえた、より高度な安全基準に基づく安全対策が実施されることを基本とするとともに、周辺自治体を含めた地元住民の合意と国民の理解を得る。
- ② 大間原子力発電所の建設については、核燃料サイクル政策上の位置づけ・必要性、さらには安全性や原子力防災の課題及び対策について明確にするとともに、政府や事業者に対する不信や不安を払拭するよう道や函館市など周辺自治体への情報公開と説明責任を果たす。

4. 実効ある原子力防災計画と避難計画及び原子力防災訓練の強化・充実

(1) 自治体における原子力防災計画と避難計画の実効性の検証と確保

- ① 防災対策を講じる自治体の地域事情をふまえ、国や道が責任をもって防災対策を支援する。
- ② 原子力防災訓練の目的である「地域住民の防災意識の高揚、理解促進を図る」ため、引き続き、より多くの住民が訓練に参加できるよう、環境整備・仕組みづくりを検討する。【★】
- ③ 感染症流行下において原子力災害が発生した場合、感染拡大や予防対策を十分に考慮した上で、避難や屋内退避等の防護措置を行うことになることから、防災訓練における感染症対応について繰り返し実践し、その実効性を検証する。

5. 幌延深地層研究所に係わる協定・条例の遵守

(1) 幌延深地層研究センター事業に係わる基本方針の堅持

- ① 幌延町、北海道、核燃料サイクル開発機構(現:日本原子力研究開発機構)による「研

究実施区域に放射性廃棄物を持ち込まない」、「研究終了後は研究施設を閉鎖し、地下施設を埋め戻す」、「研究実施区域を将来とも放射性廃棄物の最終処分場としない」と確認した「幌延町における深地層の研究に関する協定書」を遵守するとともに、北海道の「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を尊重する。【★】

- ② 幌延深地層センターは、研究の延長期間が終了する 2028 年度に達した段階で、研究を終了するとともに、三者協定に則って地上の研究施設を閉鎖し、地下施設の埋め戻しに着手する。また、研究の終了と終了後の埋め戻しに係る具体的な工程については、日本原子力研究開発機構が策定する「第 4 期中長期計画」に明記するよう求めてきたが、具体的な記述は確認できないことから、道と幌延町、機構による確認会議において早期に明確にする。【★】
- ③ 幌延深地層研究センターの坑道施設を深度 500m まで掘削する計画については、研究の長期化につながる恐れがあり、2028 年度までとしている研究期間がなし崩し的に再延長される可能性も否定できないことから、確認会議において丁寧な説明・協議を行い、住民の疑念や疑問の解消に努める。【★】

V. 医療・介護、防災など道民生活の安全・安心の確保

1. 地域包括ケアシステムの構築

(1) 地域包括ケアの推進

- ① 北海道が市町村（各地域）ごとに地域包括ケアの現状と具体的な資源・課題（介護保険制度の地域支援事業である生活支援体制整備事業や、在宅医療・介護連携推進事業等の内容、地域アセスメント等）を取りまとめて情報公開し、道民及び事業者、道内への移住希望者などへ広く周知するとともに課題共有と問題解決に向けて支援する。
- ② 道内市町村（保険者）における ICT を活用した医療・介護情報の共有及びネットワークの構築を支援し、医療機関や介護事業者の参加拡大、さらには二次・三次医療圏への拡大など、在宅医療・介護連携を強力に推進する。
- ③ 誰もが医療・介護、各種行政サービス等を受けられ、買い物ができるよう、地域の実態を調査し、低所得の高齢者や経済的・交通的弱者のための「福祉灯油」制度、除雪や買い物支援などについて、市町村への財政支援を引き続き維持・強化する。【★】
- ④ 地域の商工業者等と連携して、大雪時における訪問事業者等（訪問介護サービスなど）の駐車場臨時利用体制を構築する。

(2) 安心の介護提供体制の確立と介護人材の確保

- ① 2021 年介護報酬改定において、介護老人福祉施設等でテクノロジーを導入した場合の夜間の人員配置基準や加算の要件が見直されたことを踏まえ、「見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会」について議事概要等を基に実施状況を把握し、利用者の安全を確保し職員に過度な負担を強いることがないよう事業者を指導する。
- ② 介護人材の確保、職場への定着促進をはかるため、他業種からみても低い賃金の向

上、「中小企業労働環境向上助成金」の活用など労働環境の整備、特に高校生等の若者に対する介護職のイメージアップ、資格取得に向けた支援策を一層講じるとともに、合同入職式など企業を超えた介護職員のつながりを深める取り組みなどを実施・支援する。

- ③ 長引く感染症対策の中で疲弊する医療・介護従事者のメンタルヘルス対策等を含む安全確保はもとより、報酬等の待遇改善を早急にはかる。なお、介護・医療事業者は、介護・医療報酬にて公定価格を定められており物価値上げ分を価格転嫁できない。地域福祉の推進に重要な役割を担う介護・医療事業を継続・発展させていくためにも、物価上昇を踏まえた介護および医療事業者に対する支援を強化する。【★】
- ④ 高齢者にとって他者との接触機会の極端な減少は、認知機能、運動機能の低下を招くので、コロナの感染防止のためのワクチン接種や基本的な感染防止策を講じた上で、自立支援・重度化防止策に取り組む。

(3) 住民本位の地域医療構想の実現と医療職場の環境改善

- ① 地域医療構想において二次医療圏ごとに調整会議で議論される具体的な医療提供体制整備にあたっては、地域住民や病院従事者などへ情報を公開するとともにその議論に参画できるようにする。釧路における相次ぐ精神科病院の閉鎖などのように、広範囲にわたって地域住民への医療提供体制が崩壊するなどの緊急事態には、道は市町村と連携して医師の確保に取り組む。【★】
- ② 厚生労働省が求める「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等」については、地域医療構想調整会議において民間も含むすべての医療機関も対象とした議論となるよう支援する。加えて感染症のまん延防止対策も考慮し、地域の拠点病院となっている公立病院の安易な統廃合は行わないよう国に求める。
- ③ 各地域医療構想区域で地域・診療科ごとに偏在のない医療人材を確保するため、医師、看護師、コメディカルなどの処遇や勤務環境の改善を通じて人材の定着をはかる施策を拡充し、検証する。
- ④ 地域における総合診療医を増やすため、総合診療医を育成するキャリア形成支援を行う。また医師の地方勤務に伴う負担を緩和するため、都道府県による調整の上、複数の医師がローテーションで都市部と地方の巡回勤務を行える体制を構築する。

(4) 今後の新型感染症等への備え

- ① 新たな感染症等の蔓延も想定し、保健所、検査体制の実効性ある機能強化を図る。また、長期間にわたって業務が逼迫している保健所業務に関しては、他機関との連携を強化し支援体制を構築する。【★】
- ② 在宅介護サービスは、利用者やその家族の生活にとって欠かせないものであり、新型感染症等感染拡大時においても介護サービス業務が円滑に提供されるよう、高齢者福祉施設と同様に必要な感染防止対策に係る支援を行う。

2. 安心社会を実現する地域づくり

(1) 共生社会の実現

- ① 障がい者差別解消にあたり、相談窓口を明確化し、約半数の市町村で未設置である「障害者差別解消支援地域協議会」を早急にすべての市町村で設置するよう、積極的に働きかける。【★】
- ② 2021年4月施行の「地域共生社会の実現のための社会福祉等の一部を改正する法律」の重層的支援体制整備事業への対応を着実に進めるため、道及び市町村は積極的に連携をはかる。真の地域共生社会の実現に向け、介護、障害、子ども、困窮などの多機関連携の相談支援や社会参加支援に取り組む。【★】
- ③ 第5期北海道障がい福祉計画にもとづき、障がい者の実雇用率の向上にむけた就労支援策を強化し、障がい特性などに応じた雇用の場の確保、賃金・労働環境の整備をはかる。併せて精神障がい者の地域移行については、精神保健福祉士やピアサポーターの協力のもと、退院・退所後の円滑な地域生活を保障するため、住まいの確保や相談・早期支援体制の確立ならびに自立に向けた就労支援を行う。
- ④ コロナ禍において感染防止等の業務負担が増大する福祉労働者に対しては、障害者虐待防止法や高齢者虐待防止法に基づく職員研修の充実、その支援をはかる。
- ⑤ 児童虐待の防止、被害児童の早期発見と安全確保に向けて、オレンジリボン運動や児童相談所全国共通ダイヤル(189)の周知促進などの住民啓発、要保護児童対策地域協議会の活用による関係機関の連携強化、児童相談所における職員配置と育成の充実を一層強化する。また、児童相談所における一時保護所の体制強化や里親の支援・育成を引き続き推進する。
- ⑥ 北海道ケアラー支援条例に沿って、ヤングケアラーを含むケアラーへの支援を強力に推進するとともに、道は、要対協・医療・福祉・学校等の連携のもとで、具体的支援策の実施に向けて、市町村と一体となって取り組む。【★】
- ⑦ 医療的ケアを必要とする障がい児・者や、在宅看護・介護などを行う介護者が、仕事と育児・ケアを両立し、孤立・疲弊して、被介護者と共倒れすることのないよう、通学支援体制や放課後等デイサービスの預かり時間の延長など、障害福祉サービスの充実や支援体制の整備を行うよう国に求める。【★】

(2) 生活困窮者の自立支援、子どもの貧困解消、ひとり親支援

- ① 北海道における「子どもの生活実態調査」結果を踏まえ、市町村独自の就学援助制度の内容及び活用のあり方や必要な支援策について検討する。さらに、給付型奨学金制度など経済支援を含めた必要な支援を積極的に展開し、子どもに対する教育の機会均等を保障する。
- ② ひとり親支援の相談窓口、事前予約による土日休日の相談体制、当事者にわかりやすい制度・支援策の内容を周知徹底し、申請手続きの工夫に努めるとともに、相談対応者は各制度・支援策の所管が異なることを踏まえて、総合的なサポートを実施する。さらに、ひとり親支援制度のリーフレットの配布や、ひとり親の雇用に関する企業の理

解を求めるなど企業との連携を深める。

- ③ 子ども食堂やフードバンクについては、メインの食事とならざるを得ない子どももいることから、継続的に開所できるよう、運営する民間団体への積極的な支援を構築する。

(3) 自殺防止対策の拡充

- ① 第3期「北海道自殺対策行動計画」にもとづき、より実践的で具体的な対策を推進する。若年層と女性の自殺者が減少しない中、既存の枠組みへのアクセスが困難な女性もいることから、学校と自殺防止に取り組む当事者を適切な支援に誘導する民間団体や教育関係機関との連携を強化し、「自殺予防ゲートキーパー研修」や「SOSの出し方教育」、相談窓口の周知を推進する。また、職場における過労自殺の根絶に向け、「北海道職業病対策懇談会」等の機会を通じて企業労使との連携した取り組みを具体化する。
- ② 道立精神保健福祉センター内に設置されている「北海道地域自殺対策推進センター」の体制を拡充するとともに、全ての市町村に策定が義務付けられた「自殺対策計画」の完全策定に向けて、未策定の市町村に対し積極支援する。【★】

(4) 持続可能な地域づくりと安心・安全な住まいの確保

- ① 市町村における空き家等対策計画の策定促進を支援するとともに、空き家等対策に関する市町村間の調整や情報共有を行う。また、市町村に対する専門家の派遣やマニュアル等の作成、研修会の開催など、人材・担い手の育成を支援する。
- ② 希望する高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住民一人ひとりの生活を支えていく視点から地域包括ケアを進め、住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会の設置を促し、地域における住宅政策を強化するとともに、医療・介護・福祉・住宅との連携による一体的な体制整備と政策展開をはかる。【★】
- ③ 広域分散型の北海道において、持続可能なまちづくりにはデジタル技術は欠かせない。デジタル技術を活用することでより持続可能なまちづくりが可能となるよう、高速インターネットやデータ連携などデジタル基盤の整備、デジタル人材の育成・確保など全道域でのICT化をより深化させる。また、デジタル社会の実現にあたって誰一人取り残されないようデジタル活用に不安のある人に対しては「デジタル活用支援員」や「デジタル推進委員」などを活用して環境整備を進める【★】

3. 災害に強いまちづくりと消防体制の強化

(1) 総合的な防災・減災対策の推進

- ① 「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」(R3~R7)を実施中だが、気象災害の激甚化・頻発化はより深刻になっている。また、大規模地震への備えも必要とされていることから、防災・減災対策予算のさらなる拡充、最前線に対応する市町村への予算措置を行う。【★】

- ② 公共施設や宿泊施設など災害時のシェルターとなるスペースや施設において、非常用電源等設備の設置を促進するとともに、定期的なメンテナンスの実施や燃料供給について支援する。
- ③ 自然災害等による停電の長期化に備えて、太陽光やバイオマスなど再生可能エネルギーを活用した自立送電網の構築に向けて、コストや技術的課題を克服できるよう支援する。
- ④ 道内の中小企業や医療機関、福祉施設等における災害時や新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大への対応力を高めるため、市町村と連携して事業継続計画（BCP）の策定状況を調査するとともに、BCPの運用・見直しに向けた技術的および経済的な支援を行う。
- ⑤ 学校施設は、非常時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たしている施設も多いことから、耐震化や大規模改修のための予算措置を拡充するとともに、安全・安心な避難所として運営できるよう、地域住民が参加した運営訓練の実施や防災資機材の確保を支援する。
- ⑥ 豪雪時において、道民の安心安全な暮らしを守るため、除排雪体制の強化や臨時的な排雪場の確保、大規模輸送手段の確保のための施設増強等に向けて、国および道は市町村と一体となって対策を講じ、自治体への経済的支援を行う。【★】
- ⑦ 大規模災害等で道路や鉄道が寸断される中、フェリー・旅客船は海上輸送の特性を活かした緊急支援物資輸送など重要な役割を果たし、また、地域住民の応急避難場所としてホテルシップの役割を果たすことから、フェリー・旅客船の維持・存続に向けた支援策を検討する。

（2）防災ネットワークの構築と災害時における要配慮者支援

- ① 感染症等に対応した災害時の福祉避難所を整備するため、災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けて、市町村と連携し準備を進め、民間の社会福祉施設が感染症対策に配慮した改修をする際の経費を助成する。
- ② 災害時における避難所の整備・運営にあたっては、高齢・障がい者、妊婦、乳幼児など要配慮者に加え、女性への細やかな支援ができる避難所運営となるよう、事前の検討・準備を行うとともに、地域住民への意識啓発に努める。
- ③ 感染症対策を加えた「市町村版避難所マニュアル」の策定を引き続き促すとともに、様々な避難施設における応用を確認する。
- ④ 「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を踏まえ、平時から応援・受援に向けた体制を整備するよう、市町村の受援計画策定を支援する。また、道内市町村における受援計画の策定状況を明らかにする。

（3）消防体制の強化に向けた労働環境の整備、財政支援の拡充

- ① 救急救命士の生涯教育制度や救命処置拡大は救命士の資質向上に重要なものであり、広域な北海道において必要な病院実習を効率よく継続していくために、実習期間の統

一などの諸課題について、消防本部、地域メディカルコントロール協議会、医療機関等へ一層の働きかけを行う。また、転院搬送における救急車の適正利用のための合意形成についても引き続き働きかける。

- ② 大規模災害発生時における全国の緊急消防援助隊が出動する際の経費については、消防庁長官の指示・求めを問わずすべて国が補助する。また、具体的な補助内容や金額についても国が定めるか若しくは緊急消防援助隊の活動手当準則等を市町村に示すなどし、活動隊員に対する手当等の格差を早期に是正する。
- ③ 北海道内の各消防本部における消防力の整備指針の人員充足率を向上するよう国へ働きかける。
- ④ 消防職員の定年引き上げについては加齢困難職種であることを認識し、対象年齢に達した職員の体力や健康状態の実態把握を行った上で本人希望が尊重される配置となるよう、市町村に対して必要な情報提供と助言・指導を行う。

VI. 地方分権の推進と地方行政の確立

1. 地方行財政の確立

(1) 地方財政制度と地方交付税

- ① 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保をはかるよう国に求める。【★】
- ② 新型コロナウイルス感染症対策について、5類移行後における保健所も含めた医療提供体制等について自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財源措置やより速やかな情報提供などを行う。
- ③ 今後一層求められる子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障関連経費の拡充をはかる。特にこれらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じるよう国に求める。
- ④ 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については、持続可能な地域社会の維持・発展にむけてより恒久的な財源とするよう国に求める。
- ⑤ 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないよう国に求める。
- ⑥ 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組む。また、地方の安定的な財源確保に向けて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うよう国に求める。
- ⑦ 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかるよう国に求める。【★】

(2) 地方行財政改革の推進

- ① 北海道における「行財政運営方針」(R3~7の取組)の推進にあたっては、コロナ禍における Smart 道庁の取り組みを通じ、行政手続きのオンライン化やウェブ会議の実現などを推進し、情報公開をより一層進める。【★】

Ⅶ. 教育環境の整備と将来を担う次世代教育の充実

1. 教育機会の確保と教育予算の充実

(1) 教育機会の確保・充実

- ① 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生~中学校3年生の学級編制標準を順次改定する。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求める。また、すべての子どもたちのゆたかな教育を保障するため、教員の持ち授業時間数の上限設定にもとづく教職員定数改善と教頭・養護教諭・栄養教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充をはかる。【★】
- ② 学校等において、ワークルールの知識等、働く際に必要な力をつける労働教育及び民主的な社会の形成者を育むための主権者教育のカリキュラム化を推進する。【国〈文部科学・厚生労働〉・道】
- ③ 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を「確立し、地域の高校を存続させる。【★】
- ④ 学校・地域を序列化する全国学力調査の結果公表は行わない。
- ⑤ 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃する。

(2) 教育の保障

- ① 高校授業料無償化に対する制度への所得制限撤廃とともに、朝鮮学校の授業料無償化適用除外を撤回するよう国に求める。
- ② 国旗・国歌の掲揚・斉唱の強要は教育現場になじむものではないことから、子どもに対して強制することや、教職員に職務命令をもって強要しない。
- ③ 共生社会の実現をめざして、学校教育における「合理的配慮」をすすめるとともに、共学に向けて、すべての子どもの普通学級への通学を保障する。また、北海道教育支援委員会に障がい当事者を参加させるなど、当事者の視点を反映させる。
- ④ ICT機器の活用にあたっては、ICT支援員の配置による教員への支援体制の構築、通信環境を整えることとし、必要な財政措置を講じるよう求める。【★】
- ⑤ GIGAスクール構想の対象外となっている高校生については、地方創生臨時交付金等を活用して、1人1台端末の整備を推進するとともに、ソフトウェア費、保守・機器更新費などを予算化する。
- ⑥ 家計への負担が大きくなっている大学授業料について、給付型奨学金の拡充に加え

て、授業料の軽減に向けた取り組み、とりわけ、国公立大学の授業料抑制策を検討するよう国に求める。

(3) 公立小学校・中学校の統廃合と地域づくり

① 文科省が2015(H27)年1月に示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に係る、道内の公立小学校・中学校の統廃合については、以下の点を踏まえ慎重に対応する。

イ) 小中学校の統廃合は、財政の論理で行うべきものではなく、教育・福祉・防災などまちづくりとの関わりを念頭に、統廃合による弊害などを考慮し、子ども・保護者・教職員・地域の声を十分に踏まえ、教育の観点と同時に、学校が地域のコミュニティの拠点としての役割を果たしているとの視点から慎重な検討を行う。

ロ) 小規模校の教育の充実のため、免許外担当教員解消に向けた定数配置と複式学級解消に向けた定数配置を行う。

(4) 公立夜間中学の設置

① 札幌市での開設に続き、旭川市においてもセンター校の役割を担う公立夜間中学校を設置するよう、当該市や自主夜間中学校と連携のうえ早急に検討に着手する。

2. 私立高等学校への経費助成

(1) 私学に対する財政措置の強化・充実

- ① 私立高校における「高等学校等就学支援金」の所得制限を撤廃するよう国に求める。
- ② 私学に対する授業料軽減補助や給付型奨学金制度を拡充する。
- ③ 私学に対する財源措置を強化・充実する。とりわけ私立学校等管理運営対策費補助金における北海道単独措置額を増額する。また、私立学校の耐震化率100%実現に向けて、財政措置等の必要な支援を継続して行うよう求める。

VIII. 軍縮と国際平和をめざす対外政策の推進

1. 北方領土返還運動の推進

(1) 「北方領土隣接地域振興計画」の推進と返還交渉の強化

- ① 2023(R5)年度から始まる「第9期北方領土隣接地域計画」については、これまでの重点施策の他、四島交流の拠点機能の強化を展望した、ア)産業振興と雇用の確保、イ)交通体系・情報通信基盤の整備、ウ)教育・文化環境の整備、エ)医療体制の確立、オ)国及び道による財源保障について、関係自治体との連携のもと、継続的に具体的かつ実効ある施策を推進するよう国に求める。
- ② 道は政府と連携し、北方領土返還に向けたロシアとの交渉を再開できるよう、国民・道民運動を強化し、自治体・住民レベルでのサハリン州との文化的・経済的交流を継続する。

2. 軍縮と平和外交の推進

(1) 平和を守る取り組みの推進

- ① 「武器輸出三原則」に代わり新たに閣議決定された「防衛装備移転三原則」について、殺傷能力のある装備品(武器)の輸出を目的とした「運用指針」の見直しは認めず、装備品(武器)輸出については憲法の精神に則り、国際紛争を助長しないとの理念のもと、従来の「武器輸出三原則」に立ち戻るよう国に求める。

3. 米軍の移転演習と日米共同訓練の規模縮小

(1) 地域住民の安心・安全の確保

- ① 憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認や、他国軍への後方支援の拡大を可能とした安全保障関連法を廃止するよう国に求める。
- ② 矢臼別における在沖縄海兵隊による移転実弾演習は、決して沖縄の負担軽減につながらず、むしろ基地の拡大・固定化であり、危険を分散させるなど、地域住民の生命や安らかな生活を脅かすものであることから中止するよう求める。加えて、米軍による道内へのいかなる移転訓練においても、墜落事故などの危険性が指摘されるオスプレイが参加しないよう求める。
- ③ 米軍再編に伴う戦闘機の千歳基地移転訓練は、爆音・騒音被害、墜落事故に対する不安など、平和を求める多くの道民の願いを踏みにじるものであることから、訓練はただちにとりやめるよう求める。
- ④ 度重なる米艦船の北海道内の入港は、北海道における民間港の軍事的利用を常態化させている。「日米地位協定5条」は、通告だけで自由に入港できるとの定めはなく、港湾管理権の判断・権限であることを明確にする。また、「日米地位協定」等を口実に入港許可を求めてきた場合、核兵器不搭載の証明を文書で求める。
- ⑤ 日米共同訓練については、北海道の平和と軍縮を進める立場及び北方領土問題の解決を強く願う立場からも規模縮小を求める。加えて騒音と墜落事故などの危険性が指摘されるオスプレイが参加しないよう求める。

IX. 人権を守る運動の推進と国民の権利保障

1. アイヌ政策の拡充と推進

(1) アイヌの歴史・文化の継承、偏見・差別の解消

- ① 市町村のアイヌ施策推進地域計画にもとづく交付金事業については、事業の透明性が確保されるとともに、アイヌ民族当事者の意思や合意が尊重され、先住民族としての文化と権利の回復に資するよう支援する。
- ② 「北海道アイヌ政策推進方策」にもとづいて、アイヌの文化、歴史と現状、ならびに先住民族政策等に対する国民・道民理解を促進するよう様々な場面でアイヌの人々との交流や学習機会を設けるとともに、総合的な施策の推進に向けて必要な財源を措置するよう国に求める。

2. 北朝鮮による拉致問題の早期解決

(1) 北朝鮮拉致被害者の救済

- ① 拉致疑いのある方々の調査と事実確認の徹底など、拉致問題の早期解決に向けて一層取り組むよう国に求める。

3. 人権の尊重と表現の自由

(1) 人権の尊重と表現の自由

- ① 「いじめ」根絶へ向け、学校での取り組みとあわせ地域での啓発に努める。あわせて、被害当事者をはじめとした弱者への相談体制の充実と、いじめ防止に向けた一層の周知を行う。【★】
- ② 「ヘイトスピーチ解消法」にもとづき、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）はいかなる場面においても許されないことを、繰り返し周知徹底する。

4. 投票しやすい環境の整備

(1) 共通投票所の設置促進

- ① 投票者の利便性を確保する観点から、市町村が設置する投票所（期日前投票を含む）を頻りに人の往来がある施設に設置するよう促す。特に成人年齢が18歳に引き下げられたこともあり、若者の投票率向上に資するよう、各自治体選挙管理委員会と連携し、共通投票所の設置の拡大ならびに期日前投票時間の弾力的な設定の実現に努め、施設側からの公募を検討する。さらに、投票所における参着証明書や投票済証の積極的な発行を市町村に促す。
- ② 外出が困難な高齢者や障がい者に向けた移動投票所の積極的運用や、投票したいのに投票所に行くことができない有権者の選挙権を保護するよう、拡充をはかる。【★】

以 上